

ミナミ・キタ地区における歓楽街総合対策の推進

【警察における取組】

- H17.2 大阪府警察歓楽街総合対策推進本部の設置
「ミナミ地区」を推進重点地区に指定
- H17.12 改正迷惑防止条例の施行(客引きの規制強化)
(注1)
- H18.2 風俗案内に関する条例の施行(注2)
- H18.9 「キタ地区」を推進重点地区に指定
- H20.3～H26.3

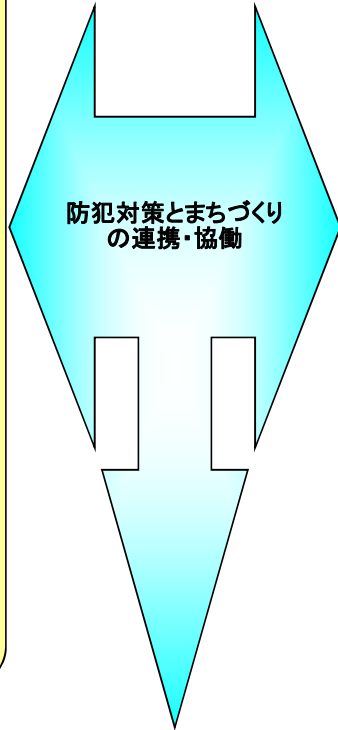
街頭防犯カメラ整備事業

設置地区	カメラ台数
歓楽街合計	270台
ミナミ地区	157台
キタ地区	62台
その他	51台
十三・西中島地区	35台
京橋地区	16台

- H21.4 特殊風俗あっせん事業規制条例の施行(注3)

～推進項目～

- ◆ 風俗関係事犯の取締り等の推進
- ◆ 街頭活動等の強化
- ◆ 組織犯罪対策の推進
- ◆ 各種交通対策の推進



【自治体、地域住民等と連携した取組】

- H17.2 ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会の設立
(キャッチフレーズ「みんなでつくろうええ街ミナミ」)
- H17.9 ミナミ活性化協議会の設立
～官(大阪府、大阪市、大阪府警察)・民(ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会)・財(関西経済同友会、大阪商工会議所)でのオール大阪の取組～
- H18.9 キタ歓楽街環境浄化推進協議会の設立
(キャッチフレーズ「つくろうもったいい街キタイ街」)
- H18.12 キタ歓楽街違法性風俗営業排除大会の開催
- H25.9 キタ歓楽街環境浄化推進協議会による「ビル自主規制部会」の設立
- H26.6 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行(10月全部施行)
- H26.10 ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会による「客引きゼロ」活動の実施
- H27.11 道頓堀商店会による「ビル健全化委員会」の設立
- H28.8 戎橋筋商店街における「戎橋筋商店街建築協定」の締結
- H29.1 第12回ミナミ活性化協議会の代表者会議の開催

共同アピール要旨(H29.1決議)

- ① 客引き対策、街頭犯罪抑止対策、放置自転車対策の推進
- ② ビルの健全化等、根源的な浄化への継続した取組の推進
- ③ 人中心の新たなシンボル空間を生み出す「なんば駅前の広場化」をはじめとした、魅力とにぎわいあふれるまちづくりの推進

【主な効果】

- 刑法犯認知件数の減少
- いわゆる風俗案内所の減少
- 地域住民、商店会等による自主環境浄化活動の活性化
 - ・ 合同パトロール等の実施
 - ・ はみ出し看板の自主規制
 - ・ 迷惑駐輪対策の推進
 - ・ ビルオーナー等の違法風俗営業排除気運の高揚

(注1) 迷惑防止条例とは、「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の略称です。
 (注2) 風俗案内に関する条例等は、「大阪府歓乐的雰囲気等を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例」の略称です。
 (注3) 特殊風俗あっせん事業規制条例とは、「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」の略称です。

第12回
代表者会議

